



平成25年 3月26日
住宅局建築指導課

非一級建築士による一級建築士詐称について

今般、偽造の免許証の写し等により、一級建築士と詐称していた事案が判明しました。

今後、当該者が関与した建築物の安全性の検証を関係特定行政庁を通じて進めてまいります。

(別紙)

一級建築士詐称事案について

やまぐち あきら
山口 晃 (昭和10年11月23日生まれ／二級建築士新潟県知事登録4561)

① 発覚の経緯

平成24年4月に、一般の方が建築士免許登録閲覧所で閲覧したところ、登録番号の登録者が山口氏ではないことがわかった。

② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成23年11月頃に、一級建築士の証明書類として一般の方に提出した。

③ 今後の対応等

所属会社は建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。

いとう やすお
伊藤 康夫 (昭和33年11月28日生まれ)

① 発覚の経緯

平成25年1月に、勤務先の会社より、建築士免許の登録機関が照会を受けて確認したところ、登録番号の登録者が伊藤氏ではないことがわかった。

② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成24年11月に、履歴書に添付し採用面接の際に会社に提出した。

③ 今後の対応等

所属会社は建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。平成25年1月に退社。

もりさき きみゆき
森崎 公幸 (昭和13年9月17日生まれ／二級建築士長野県知事登録3964)

① 発覚の経緯

平成23年11月に、一般の方より、建築士免許の登録機関が照会を受けて確認したところ、登録番号の登録者が森崎氏ではないことがわかった。

② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成23年4月頃に、一級建築士の証明書類として一般の方に提出した。

③ 今後の対応等

所属会社は建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。

さい こう
崔 煌 (通称名 中山 煌) (昭和23年10月10日生まれ)

① 発覚の経緯

平成23年10月に、他の資格者制度の手続きにあたって、申請書に記載された一級建築士登録番号について、建築士免許の登録機関が照会を受けて確認したところ、登録番号の登録者が中山氏ではないことがわかった。

② 他人の免許証の写しを自らのものとして行使した事実

平成23年10月に、他の資格者制度の手続きにあたって、一級建築士の証明書類として提出した。

③ 今後の対応等

所属会社は建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。平成23年10月に退社。

いわさ よしき
岩佐 喜亀（昭和2年3月19日生まれ）

① 発覚の経緯

平成24年9月に、設計図書に記載されている建築士名について、建築士免許の登録機関が照会を受けて確認したところ、登録番号の登録者が岩佐氏ではないことがわかった。

② 設計図書に一級建築士として記名した事実

平成24年8月に、一級建築士として記名・押印のある設計図書を一般の方に提出した。

③ 今後の対応等

大阪府及び関係特定行政庁に対し、岩佐氏が関与した建築物の調査及びそれらの安全性の確認を要請した。

うえだ まさよし
植田 正義（昭和43年7月22日生まれ）

① 発覚の経緯

平成25年1月に、建築確認申請書に添付されていた構造計算の安全証明書に記載されていた建築士の氏名について、特定行政庁が建築行政共用データベースシステムで確認したところ、登録番号の登録者が植田氏でないことがわかった。

② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成25年1月に、建築確認申請の際に特定行政庁からの免許証提出の求めに応じ、提出した。

③ 今後の対応等

大阪府及び関係特定行政庁に対し、植田氏が関与した建築物の調査及びそれらの安全性の確認を要請した。

なかた たかなり
中田 孝成（昭和40年4月29日生まれ）

① 発覚の経緯

平成23年6月に、他の資格者制度の手続きにあたって添付された一級建築士免許証の写しの内容について、建築士免許の登録機関が照会を受けて確認したところ、登録番号の登録者が中田氏ではないことがわかった。

② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成22年11月に、他の資格者制度の手続きにあたって添付書類として提出した。

③ 今後の対応等

所属会社は建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。

※所属会社に関する事項は詐称当時のものである。

※氏名及び生年月日は偽造免許証の写しに記載されているもの又は本人により確認されているものである。同姓同名者がいることが確認されているが、当該同姓同名者は生年月日が異なっており、別人と判断される。